

特定非営利活動法人都市生活コミュニティセンター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人都市生活コミュニティセンターといたします。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を兵庫県尼崎市に置きます。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、阪神・淡路大震災被災者への支援活動の経験や知見を活かし、地域の防災・減災力の向上に寄与するとともに、地域の諸課題に向けた住民主体の取り組みをサポートすることによって、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を目指します。同時に、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域でその人らしく最期まで暮らせるように、地域に密着した事業・活動の拡充を図ることによって、住まい・医療・介護・生活全般への支援が一体となったケアシステムの構築に寄与することを目的とします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行います。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 情報化社会の発展を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行います。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 阪神・淡路大震災の被災住民の自主的復興活動への支援のための復興住宅訪問・茶話会の開催
 - ② ミニデイサービス事業
 - ③ ホームヘルプサービス事業

- ④ 介護保険法に基づく訪問介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業
 - ⑤ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
 - ⑥ 介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ⑦ 配食サービス事業
 - ⑧ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
 - ⑨ 障害者総合支援法に基づく移動支援事業
 - ⑩ ミュージックセラピーのセッション実施事業およびミュージックセラピスト養成事業
 - ⑪ 高齢者向け住宅の管理・運営および経営
 - ⑫ 地域福祉に関する事業又は活動を行う市民団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
 - ⑬ 地域福祉に関する事業又は活動を行う市民団体のためのリーダー養成・講習会の開催
 - ⑭ 地域環境保全に関する事業又は活動を行う市民団体のためのリーダー養成・講習会の開催
 - ⑮ 自然災害の被災者の生活の救援・復興支援のための救援物資調達・配送、募金活動
 - ⑯ 自然災害からの市民・住民の生活復興支援のための社会制度および市民自身が支え合う仕組みに関する調査研究
 - ⑰ 子育て支援事業
 - ⑱ 非営利活動の情報発信力の強化を支援する事業
 - ⑲ 前各号についての情報提供
- (2) その他の事業
- ① 印刷物制作事業
 - ② ホームページ制作・管理事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とします。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を財政的に援助する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会についての条件等は特に定めません。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければなりません。

- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければなりません。
- 4 賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書に入会金および初年度の年会費を添え、理事長に申し込むものとし、申し込みを受理したときに会員となります。ただし、この申し込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りではありません。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、団体正会員、個人正会員、団体賛助会員、個人賛助会員の別ごとに総会で定める口数（ただし1口5百円）の入会金及び会費を納入しなければなりません。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができます。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができます。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しません。

第4章 役員及び事務局員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置きます。

- (1) 理事 7人以上9人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長とします。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任します。

2 理事長は、理事の互選とします。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはなりません。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができません。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理します。

2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。又、理事長に事故あるとき又は、理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序によって、その職務を代行します。

3 監事は、次に掲げる職務を行います。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は兵庫県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とします。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければなりません。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければなりません。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができます。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければなりません。

せん。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができます。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定めます。

(事務局員)

第20条 この法人に、事務局長及び事務局員を置きます。

- 2 事務局長及び事務局員は、理事長が任免します。

(相談役)

第21条 この法人に、相談役を置くことができます。

- 2 相談役は、この法人に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱します。
- 3 相談役はこの法人の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとします。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とします。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成します。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決します。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 入会金及び会費の会員の種別ごとの口数
- (5) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (6) 事業報告及び活動決算
- (7) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金及び1,000万円以内の借入金を除きます。第49条において同じです。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催します。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集します。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければなりません。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければなりません。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出します。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができません。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとします。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができます。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなします。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできません。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

(1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければなりません。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成します。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決します。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) の2 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金及び1,000万円以内の借入金について。第49条において同じです。）
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集します。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければなりません。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければなりません。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たります。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによります。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとします。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができます。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなします。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできません。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければなりません。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定めます。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとします。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければなりません。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができます。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなします。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができます。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければなりません。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができます。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければなりません。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとします。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければなりません。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を

得なければなりません。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散します。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 兵庫県知事による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければなりません。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、兵庫県知事の認定を得なければなりません。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、社会福祉法人阪神共同福祉会に譲渡するものとします。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければなりません。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の機関紙及び神戸新聞に掲載して行います。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPOポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行います。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定めま

す。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行します。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとします。

理事長 前川智佳子
理事 池田 啓一
同 角田 学
同 川島 三夫
同 松井 一郎
監事 鷺野 正和

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2003年6月末日までとします。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによるものとします。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2002年3月31日までとします。
- 6 (1) 第8条の規定にかかわらず、「都市生活地域復興センター」の正会員又は賛助会員であって同センターの入会金及び2002年度の会費を納入した者については、この法人の入会金を免除します。
(2) 第8条の規定にかかわらず、「都市生活地域復興センター」の正会員であって同センターの2002年度の会費を納入した者については、この法人の正会員としての2002年度の会費を免除します。
(3) 第8条の規定にかかわらず、「都市生活地域復興センター」の賛助会員であって同センターの2002年度の会費を納入した者については、この法人の賛助会員としての2002年度の会費を免除します。
- 7 設立当初の入会金及び会費の会員の種別ごとの口数
設立当初の会員は、次に定める口数の入会金及び会費を納入するものとします。ただし1口5百円です。
 - (1) 団体正会員 入会金 200口以上、会費年額200口以上
 - (2) 個人正会員 入会金 20口以上、会費年額20口以上
 - (3) 団体賛助会員 入会金 20口以上、会費年額20口以上
 - (4) 個人賛助会員 入会金 1口以上、会費年額1口以上